

## ゴールデン・プランとスポーツ・カウンシル

中山 正 吉\*

---

Masayoshi NAKAYAMA  
Golden Plan and Sports Council

---

### 1. はじめに

先進諸国にあっては、戦後の復興と経済の発展等は、比較的安定した社会秩序の下で、人々がスポーツを楽しむ条件である自由時間の増加と生活水準の向上を促した。それと同時に、スポーツが生活を充実させる上で重要な意味をもつことが認められるようになり<sup>1)</sup>、社会におけるスポーツの振興は政治的課題の1つとして位置づけられるようになったのである。その中でもよく知られているものに西ドイツのゴールデン・プランとイギリスのスポーツ・カウンシルが挙げられる。これらについてはこれまでも度々論評されてはいるが、そのほとんどはスポーツ振興施策の例としてあるいは実態報告として紹介され、論じられたものである。江刺<sup>2)</sup>や唐木<sup>3)</sup>等はそれらをスポーツ政策として捉え、研究を行なっているが、前者の研究はスポーツ・カウンシルを中心としたイギリスのスポーツ政策の成立過程や評価あるいは問題点の提示であり、後者のそれはゴールデン・プランを含む西ドイツのスポーツ政策にみられる公的援助の意義及びそれにみられる問題点に焦点が当てられている。従って、そこでは政策としてのスポーツ・カウンシルやゴールデン・プランの動的側面、すなわち政策の実行及びその影響の側面についてはあまり触れられてはいない。

本稿では、スポーツ・カウンシル並びにゴールデン・プランをそれぞれ現代社会におけるスポーツ政策の一環として把握するとともに、その動的側面の考察を試みるものである。しかし、資料等の関係上、スポーツ・カウンシルについては1980年代初頭までを、またゴールデン・プランについては1975年までの時期を中心に論じていくことを断っておきたい。

### 2. ゴールデン・プラン

1960年、西ドイツ・オリンピック協会は文明病の予

防、健康の維持・増進に関してスポーツや身体運動の意義を強調するとともに、保養・遊戯・スポーツに関する施設建設のプログラム、すなわちゴールデン・プランを提唱した。それは1961年から実行に移されたのであるが、ゴールデン・プランはスポーツと政治の組織間の相互作用において決定され、実行されたのであり、特に州と地方自治体の共同的財政措置に負うところが大きいものであった。

#### (1) ゴールデン・プランの提唱

1975年、日本レクリエーション協会が刊行した「西ドイツ・黄金計画と第2の道—トリム運動への展開」において、ゴールデン・プランの策定に至るまでの経緯が簡明に示されている。それによれば、次の通りである<sup>1)</sup>。

(1) 1955年、各州文部大臣、地域スポーツ団体、ドイツ・スポーツ連盟理事会の協議による「学校体育促進に関する勧告」が発表された。

(2) 同年のドイツ都市会議で「地域スポーツ奨励に関する基本的な考え方」がまとめられた。

(3) 1956年のドイツ・オリンピック協会と建築・都市計画・スポーツ専門家の協力によって「5000人以上の住民をもつ地域 (Gemeinde) における保養・遊戯・スポーツ施設建設規準(1)」が作成された。

(4) 1958年のドイツ都市会議スポーツ部会によって「保養・遊戯・スポーツ施設と都市建設」が発表された。

(5) 1959年、ドイツ・オリンピック協会と建築・都市計画・スポーツ専門家の協力によって「5000人以下の住民をもつ地域 (Gemeinde) における保養・遊戯・スポーツ施設建設規準(2)」が作成された。

(6) 同年のドイツ都市連盟 (の理事会) によって「地域スポーツ促進に関する基本的考え方」が発表された。

(7) 以上のものの総括とも言うべきものが、1960年、ドイツ・オリンピック協会によって「健康・遊戯・保養に関する黄金計画覚書」、いわゆる「黄金計画覚書」と

\* 島根大学教育学部保健体育研究室

して公表された。

(8) 1961年、黄金計画の第2覚書「地域における黄金計画」、いわゆる「黄金計画実施具体案と黄金計画関係資料集」とでも呼ばれるべきものが発表された。

このように、オリンピック協会はもとより、都市計画・建築関係者、それに地方自治体を母体とした組織などもゴールデン・プラン作成にある役割を果たしたことが窺われる。

さて、1960年に公表された「健康・遊戯・保養に関する黄金計画覚書」は、今日増大しつつある文明病の予防策として運動、遊戯及びスポーツに関する諸活動の実践を強調し、そのための施設建設の必要を提唱している。

生長条件や生活条件の悪化、家庭の内外的における刺激過剰、交通量の増加、大気汚染、特に遊戯場の不足やそれによって生じる運動不足は既に就学前の児童達に慢性的な病的障害をもたらしている。さらに、学校における、最大2時間の運動時間に対して、新しく追加された週34時間の座っている授業時間を含めた同様な要因や未だ改正されていない Schichtunterricht<sup>2)</sup> は生徒の発育障害をまぬがれ難いものになっている。労働過程がますます自動化し、機械化が進められていることや、増加する一方の娯楽産業は運動を伴わない自由時間を提供すること、つまり、身体を動かさなくておくことが就業年齢段階の人々において障害を永続化させているのである。それによって、すべての将来の社会的、文化的、経済的使命の達成が疑問視される人間の生物学的退化の危険が生じている。

多様な形式の身体訓練は、この警告を発している身体障害の進行を食い止め、既に発生している障害をなおしたり、また予防したりするための主要な手段として認められている。そのためには、体育館、広場、水泳場等の施設を十分に整備することが前提条件になる<sup>3)</sup>。

このように述べると同時に、ドイツ・オリンピック協会はドイツ都市会議の協力を得て諸施設の不足数を調査し、その整備に要する経費を算出している。

表1のような調査結果及び経費の見積りに基づき、ドイツ・オリンピック協会は各級政府並びに議会、そして各政党に対して、「我々国民の将来のために共に責任を負い、共通の危急に対処するよう切願する<sup>4)</sup>」とし、次のような財政負担の提案を行なっている。

建築費は、連邦……総額の約10分の2、州……総額の約10分の5、市町村(市町村連合)及び他の建築主あるいは後援者……10分の3とし、また15年間、一定必要額を分轄すると、1年間の支出額は連邦……約8,400万マルク、州……約22,200万マルク<sup>5)</sup>、市町村等……約11,5

表1 要整備施設数とその経費(1961~1975)

施設名	施設数	整備費
児童遊戯場	31,000	28,000
一般及び学校スポーツ場	14,700	142,000
室内遊戯場・体育館(ツルン・ギムナスティック・ホール)	10,400	211,000
室内体操場ないし体操室	5,500	40,000
室内水泳練習場	2,625	47,500
屋外プール	2,420	97,500
室内プール	435	65,500
計		631,500 (万マルク)

(DOG, Der Golden Plan in den Gemeinden, Wilhelm-Limpert, 1960.)

00万マルク<sup>5)</sup>になるが、連邦及び各州はその助成金を漸次増額させ、4年後、すなわち1964年に上記の金額に達するようにする。市町村については、これらの諸提案に従い、それらの地域における保養、遊戯、スポーツに関する諸施設の建設計画及びそのための財政計画を立て、割り当てられた経費をその都度予算に組み入れるよう請願されている<sup>6)</sup>。

このドイツ・オリンピック協会によって提唱されたゴールデン・プランはやがて各級政府及び議会に受け入れられるようになる。ゴールデン・プラン提唱後、数多くの市町村は既に立案されていた練習場(Übungsstätten)建設のプログラムを拡張し、他のある市町村はその新しい計画や初めての計画について考慮し始め、またゴールデン・プランに謳われた任務を遂行しようとする市町村の意志は、練習場建設に関する適切な資金を予算に組み入れるようになったことにおいてもみられる<sup>7)</sup>ことが指摘されている。

連邦各州についてみると、各州政府は、ゴールデン・プラン発表以前の数年間、既に市町村における練習場建設に関して財政援助を行なっていたが、ゴールデン・プラン発表の1年後には、それに関する補助金を増額させ、ゴールデン・プランの実現に同意する態度を示した。例えば、バーデン・ヴュルテンベルク州政府は市町村における練習場建設を促進するためのプログラムを拡張し、それに関する資金を1961年度には前年度の1,200万マルクから1,600万マルクに増額させ、さらに1962年度には2,000万マルクに引き上げることを発表し、ヘッセン州政府はゴールデン・プランを基本として、同州の州旗の色から紅白プランと称するスポーツ振興プログラムを発表し、1961年度予算に1,450万マルクを組み入れた(当初は550万マルクであった。)のである。ま

た、バイエルン州政府は1961年末にゴールデン・プランに基づいて州スポーツ・プランを作成し、1962年度予算において地域スポーツ場建設のために1,500万マルクを越える資金を見積っていたし、ニーダーザクセン州政府は地域スポーツ場建設のための資金を1961年度には前年度の550万マルクから1,050万マルクに増額するなど、州においてもゴールデン・プラン推進についてかなり積極的な施策がとられていた<sup>9)</sup>。

連邦政府についてみれば、1960年8月5日のドイツ・スポーツ界のリーダー達との協議会において、K.アデマウアー首相がゴールデン・プランの実現に対する連邦政府の援助を約束したこと、あるいはドイツ・スポーツ連盟連邦会議に先立つ1961年12月10日に連邦内務大臣G.シュレーダーがゴールデン・プラン推進の声明を発表していることなどからもわかるように、連邦政府もゴールデン・プランの推進に関して理解を示していた<sup>9)</sup>。また、ドイツ・キリスト教民主同盟、ドイツ社会民主党、自由民主党などの政党もゴールデン・プランの実施に同意していたと言われている<sup>10)</sup>。

## (2) ゴールデン・プランの実施

ゴールデン・プランは各級政府及び議会の同意を得、1961年より実行に移されたのであるが、その後、当初のゴールデン・プラン達成の中間年度にあたる1967年にはドイツ・オリンピック協会によってゴールデン・プランに関する第2次覚書が発表され、また1974年にはゴールデン・プランのための首相諮問委員会によってゴールデン・プラン実施状況(1961～1972年)が公表されている。そして、1975年、当初のゴールデン・プラン達成の最終年度を迎え、さらに新たな施設建設規準が設けられるとともに、翌年には1961～1975年における実施状況が報告されたのである。ここではゴールデン・プランの実施を1961年から1975年までの間においてみていきたい。

ゴールデン・プランは創意に基づく計画であって、法的拘束力をもつものではない。それは各級政府及び議会の同意によるものであり、ひいては西ドイツ国民の同意によるものであると言われている。しかし、ゴールデン・プランはいくつかの法令あるいは法的規定に関連していることも事実である。

1959年10月30日には住宅建築に係る連邦大臣及び各州のイニシアティブによって作成された、ベルリンを含めた連邦諸州に関する「標準建築規定(Musterbauordnung)」が定められている。それは第10条において、住宅建築と関連して遊戯場の建設を規定してい

る<sup>11)</sup>。また、1960年6月23日には連邦建築法が制定されているが、それによると、市町村における秩序づけられた都市建設の発展のために必要な限り建築指導計画(Bauleitpläne)を作成すべきであることが規定されている。そして、建築指導計画は住民の社会・文化的欲求や住民の安全と健康を基礎として青少年振興を顧慮したものでなければならず、必要に応じて遊戯場やスポーツに関する施設を建設すべきであることなどを規定している。また、この連邦建築法は、市町村は上述の建築指導計画に基づき、それに必要な建築用地を合法的かつ優先的に買取する権利を有することを謳っている<sup>12)</sup>。

資金については、ドイツ・オリンピック協会によって建築費用に関し、連邦20%、州50%の補助により地方自治体が30%の負担で行なうものとするのが提案されていたが、この規準はすべての場合において一律のものではなく、自治体の財政力その他が考慮されなければならないとされている。

1967年11月、ドイツ・オリンピック協会は「ゴールデン・プランに関する第2次覚書」を発表した。この覚書も第1次覚書と同様に、各級政府及び議会に対する勧告・提案として発表されたものであるが、そこでは施設整備のために支出された金額について次のように示されている<sup>13)</sup>。

地方自治体(1961～1965年) 約2億1,100万マルク

州補助金(1961～1967年) 約18億1,000万マルク

連邦補助金(1961～1967年) 約2億1,000万マルク

上記の支出金額から1年間の平均支出額を算出すると、地方自治体4,220万マルク、州2億5,857万マルク、連邦3,000万マルクであり、それぞれ当初計画の約36%、116%、37%となっている。また、3者の年間支出額の割合についてみると、地方自治体12.8%、州78.2%、連邦9.1%となっており、地方自治体と連邦の割合は当初提案された割合(自治体30%、連邦20%)を大きく下回っている。

第2次覚書は1967年までの実施状況を踏まえるとともに、ゴールデン・プラン提唱以後の社会の変化を考慮し、後期8年間に目標とする建設施設数及びそれに要する費用を新たに提示している。また、第1次覚書では取り上げられなかったスポーツに関する施設やその他の施設(特別施設)の建設の必要についても述べている。

その後、1973年の第3回スポーツ施設及びプール建設国際会議においてドイツ・オリンピック協会専務理事であるG.アーベルベックがゴールデン・プランについて講演し、また1974年には、ゴールデン・プランのための

首相諮問委員会によって「ゴールデン・プラン実施状況報告」が発表されている<sup>14)</sup>。それによれば、1961年から1972年までの間に投じられた金額は約120億マルク（土地取得に関する経費を除く。）である。そのうちコミュニティ・スポーツ施設建設に対する連邦補助金3億2,150万マルクと州補助金42億2,300万マルクとを差し引いた額、74億5,550万マルクの大部分が地方自治体によって支出されたものである。こうしてみれば、3者の総支出額に占める割合はそれぞれおよそ、連邦2.7%、州35.2%、地方自治体その他62.1%となる。これはあくまでも上述のような計算から得られた推定の割合であるが、第2次覚書から得られた割合、連邦9.1%、州78.2%、地方自治体12.8%と比べると、地方自治体の支出額の割合の上昇と連邦及び州のその低下が著しい。

1976年には当初計画されていた1961～1975年までの15年間におけるゴールデン・プラン実施状況調査結果が発表されているが、その調査報告書<sup>15)</sup>によると、1961～1975年までの施設建設費総額は173億8,400万マルク（土地取得費を除く。）であり、連邦、州、地方自治体の支出額及びその割合はそれぞれ、5億5,300万マルク（3.2%）、59億2,000万マルク（34.1%）、109億1,100万マルク（62.8%）となっている。これまでの支出額の数値から1968～1972年（地方自治体については1966～1972年）と1973～1975年までにおける連邦、州及び地方自治体における年間平均支出額を算出し、それに第2次覚書から得られたものを加えると、表2のようになる。

当初の地方自治体の割合は低いものの、その後は大きく上昇している。州のそれは1967年までは非常に高く、前半期の州の指導的立場を示しているように思われる。それに比べて、連邦の割合は総じて低く、特に1968～1972年におけるその著しい低下は1972年開催のミュンヘン・オリンピック大会の諸準備優先<sup>16)</sup>と地域のスポーツに関する施設等の整備の主たる責任は地方自治体にある

表2 連邦、州、地方自治体の施設整備年間平均支出額とその総額 単位；万マルク

	1961～1967	1968～1972	1973～1975	1961～1975 の総計
連邦	3,000 (9.1%)	2,230 (1.4%)	7,717 (4.3%)	55,300 (3.2%)
州	25,857 (78.2%)	48,260 (31.3%)	56,567 (31.5%)	592,000 (34.1%)
地方自治体	4,220 (12.8%)	103,493 (67.2%)	115,183 (64.2%)	1,091,100 (62.8%)

(ただし、地方自治体については1961～1965年、1966～1972年で計算している。)

ことを示しているようにも思われる。

さて、上述のような資金によって施設整備が進められた結果、1976年1月1日現在、表3のような施設整備の状況が報告されている。

また、1960～1975年までの施設数の変化は、大銀<sup>17)</sup>によって算出されているが、それによれば、1975年までの15年間に、体育館は12,335、スポーツ場は13,878、屋内水泳場は2,151、屋外水泳場は1,008か所整備されたことになり、子供の遊び場は1976年1月1日現在42,806となっている。これを1960年当時の整備状況と比較すると、体育館はおよそ2.3倍、スポーツ場は1.7倍、屋内水泳場は5.5倍、屋外水泳場は1.6倍、子供の遊び場は、10年前の1965年の数値と比較して、1.8倍の伸び率になっている。

さらに、施設数、施設面積から施設整備の達成率についてみると、表4、5のように示されている。

施設数からみた場合、屋外水泳場の74%を除き、ほぼ目標を達成したと言える。施設面積からみても同様であるが、特に体育館、屋内水泳場は目標値をかなり上回るものとなっている。ただ屋内水泳場については、都市の人口規模によって基準値が異なっているため、123～245%の間とされ、屋外水泳場についても56～113%の間とされている。子供の遊び場については65%の達成率となっており、最も低くなっている。

その他、特殊スポーツ施設については表6のように示されている。自転車競技場とローデル・ボブスレーコースは減少しており、またローラースケートコースやスキージャンプ場などの施設の増加率はそれほど高くはないが、他の施設についてはかなり増加している。中でも屋内テニス場は1965年の71から714%増の578にも上っている。それに加え、屋外テニス場は1965年の6,099から1976年には144%増の14,896に増加していることが報告されている。

ゴールデン・プランの実施によりスポーツに関する施設が整備されるようになり、それは西ドイツにおけるスポーツの発展を基礎づけたものと思われるが、ゴールデン・プランの実施と並行してスポーツ振興に関する運動が展開されていることも見逃せない。ゴールデン・プラン提唱の1年前に、ドイツ・スポーツ連盟は「第2の道一国民のためのスポーツに関する運動」を、さらに1969年にはそれに続く“Sport für Alle”に関する運動を展開したのである。このような運動はゴールデン・プランの実施を強く促したであろうし、またゴールデン・プランの実施はその運動を助長せしめたことであろう。そして、それらによってスポーツの発展が促されたこと

表3 1976年1月1日現在の施設数

州	施設	スポーツ施設総数	スポーツ場 <sup>1)</sup>	体育館 <sup>2)</sup>	射撃スポーツ施設 <sup>3)</sup>	屋内プール	屋外プール <sup>4)</sup>	子どもの遊び場 <sup>5)</sup>	特殊スポーツ施設 <sup>6)</sup>
シュレスビッヒホル シュタイン		6,809	2,175	865	1,231	83	128	2,107	220
ハンブルク		2,271	838	500	319	18	17	554	25
ニーダーザクセン		21,888	6,519	2,550	5,288	329	437	6,052	713
ブレーメン		1,737	416	222	830	11	9	218	31
ノルトライン＝ヴェスト ファーレン		33,163	10,071	5,465	2,844	892	468	12,095	1,328
ヘッセン		13,850	4,657	1,567	2,088	205	329	4,546	458
ラインラントプファルツ		10,584	3,235	1,398	1,980	166	195	3,332	278
バーデン＝ヴュルテン ベルク		26,383	8,753	3,707	6,214	630	463	5,810	806
バイエルン		29,923	11,559	4,503	5,139	549	609	6,615	949
ザールラント		2,649	887	447	356	57	45	763	94
西ベルリン		2,299	848	551	91	20	13	714	62
連邦計		151,556	49,958	21,775	26,380	2,960	2,713	42,806	4,964

注 1) 学校のスポーツ場、テニス場及びトリム施設を含む。 2) 屋内の特殊スポーツ場を除く。

3) 個々のコースの数 4) 自然を利用した水泳場を除く。 5) ローラースケート場を含む。

6) 屋内テニス場、屋内乗馬場、アイススケート場、ローラースケートコース(20×40m)、人工アイススケートコース、乗馬場、ゴルフ場(ミニゴルフ場は除く。)自転車競技場、ローデル・ボブスレーコース、スキージャンプ場、レガッタ競技場などである。

(DOG, Erhebung über den Bestand an Erholungs-, Spiel- und Sportanlagen—Sportstättenstatistik in der Bundesrepublik Deutschland, 1976.)

表4 施設の数からみた達成率 単位：%

	1960	1965	1967	1972	1975
スポーツ場	57	83*	78	81	94
体育館	37	47	76	91	99
屋内水泳場	15	24	57	89	110
屋外水泳場	41	44	66	73	74

\* テニス場とトリム施設が含まれている。

(大鋸順, 西ドイツにおけるゴールドデン・プランの成果—その3, 体協時報No.313, 1979. 9.)

が推察され得る。表7は1954～1981年までのドイツ・スポーツ連盟の発展をその加盟クラブ及び会員数の増加等からみたものである。会員数の総人口に占める割合の増加率についてみると、1960年以前では年間平均0.38%であるが、1960～1965年では0.44%、1965～1970年では1%、1970～1975年では0.86%、1975～1980年では1.3%の増加率となっており、特に1965年以降の増加率が高くなっている。また、A. クルーガー<sup>18)</sup>は1973年頃のD

表5 1976年1月1日現在における施設面積

単位：1,000m<sup>2</sup>

施設	実面積	基準値(m <sup>2</sup> )	目標面積	達成率(%)
スポーツ場	198,759	3.5	214,172	93
体育館	8,392	0.1	6,119	137
屋内水泳場	750	0.005—0.01	306—612	245—123
屋外水泳場	3,444	0.05 —0.1	3,060—6,119	113—56
子どもの遊び場	59,267	1.5	91,788	65

(大鋸順, 西ドイツにおけるゴールドデン・プランの成果—その3, 体協時報No.313, 1979. 9.)

S Bの加盟人口やスポーツ・クラブの状況について述べているが、それによれば、幼児や女性のスポーツ<sup>19)</sup>の増加が著しく(例えば、男女の割合は1959年では7:1であったが、1973年には3:1に変化している。)、さらに単一種目のスポーツ・クラブの割合は全クラブの50%から21%に低下し、Freizeitangebot<sup>20)</sup>をもつクラブが70%を占めるほどになっているとされている。

表6 特殊スポーツ施設の整備状況(1965年との比較)

	1965	1976.1.
屋内テニスコート	71	578(714%)
レガッタ競技場	105	382(264)
屋内乗馬場	480	1,300(171)
乗馬場	705	1,840(161)
射撃場(コース)	12,422	26,380(112)
ゴルフ場	70	131(87)
人工アイススケート場	50	116(132)
スキージャンプ場	166	215(30)
ローラースケートコース	159	180(13)
屋内アイススポーツ場		48(登録数)
自転車競技場	48	42(-13)
ローデル・ボブスレーコース	157	132(-16)

注. ゴルフ場についてはミニゴルフ場を除く。また( )内の数値は1965年の施設数に対する増減値である。(DOG, Erhebung über den Bestand an Erholungs-, Spiel- und Sportanlagen—Sportstättenstatistik in der Bundesrepublik Deutschland, 1976.)

### 3. スポーツ・カウンシル

従来のイギリスにおけるスポーツは、self-help (自助)の精神に則り伝統的なスポーツ・クラブに担われていたものであり、施設にしてもかなりの部分民間の手によって整備されていた。しかし、その後、地方自治体が援助を行ない始め、それに続いて国家政府も次第に財政援助を行なうようになり、特に1972年のスポーツ・カウンシルの設置とともにスポーツの振興に関する財政的措置は強められ、それは地方自治体のスポーツ振興施策、とりわけ施設整備のための財政支出を促し、かつ民間のクラブや企業体のそれについても援助が進められたのである。

#### (1) ウォルフエンデン・レポート

スポーツ・カウンシル設置以前、イギリスにおけるスポーツの発展に関して重要な役割を果たしていたCCPR (Central Council of Physical Recreation) は1957年にウォルフエンデン委員会を発足させた。この委員会の目的は、「イギリスにおけるゲーム、スポーツ及び野外活動の発展に影響を及ぼしている要因を調査し、かつこ

表7 ドイツスポーツ連盟の発展(1954~1981)

年次	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
L S Bクラブ数	23,073	23,947	24,320	26,116	27,511	29,025	29,486
D S B会員数	3,739,838 (7.2%)	3,848,859 (7.3)	4,356,562 (8.2)	4,615,868 (8.6)	4,836,878 (8.9)	5,130,522 (9.5)	5,267,627 (9.5)
年次	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
L S Bクラブ数	30,758	31,537	32,115	33,273	34,441	35,567	36,362
D S B会員数	5,497,763 (9.8%)	5,693,368 (10.1)	5,903,736 (10.3)	6,190,094 (10.8)	6,831,980 (11.7)	7,698,812 (13.1)	8,235,118 (13.9)
年次	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
L S Bクラブ数	37,391	38,284	39,201	39,827	40,938	41,463	42,785
D S B会員数	8,940,957 (15.0%)	9,555,270 (16.0)	10,121,546 (16.7)	10,794,018 (17.6)	11,497,123 (19.0)	12,152,345 (19.8)	12,836,302 (20.8)
年次	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
L S Bクラブ数	44,373	45,518	46,946	48,380	50,739	53,451	58,937
D S B会員数	13,449,905 (21.0%)	14,194,344	14,712,573 (23.0)	15,780,582 (25.7)	16,518,785 (26.9)	16,924,027 (27.6)	17,658,020 (28.7)

注1. ( )内の数値は総人口に対するD S B会員数の割合を示している。

2. D S B会員数にはL S Bに加盟していない者も含まれている。

(K. Gieseler, Der Sport in der Bundesrepublik Deutschland, Boldt Verlag, 1972., DSB, Bestandserhebung 1982, 10. 1982. より抜粋。)

これらの諸活動がコミュニティにおける公衆の福祉の促進に関して重要な役割を果たし得るように法的団体あるいは民間団体によってとられるべき実際の処置についてCCPRに報告する<sup>1)</sup> ことであった。ウォルフエンデン・レポートは1960年9月に提出された<sup>2)</sup>。それは国内のスポーツの現状に関する調査や諸外国のスポーツの状況などの比較をもとに、イギリスにおけるスポーツの発展のための諸々の勧告を提示したものであった。中でも、スポーツ振興のための財政援助と新たな組織の設置に関する提案は重要なものであった。それは、スポーツの発展に有益なより多くの法的財政援助を確保するためには、政府から直接補助金を受け、それを最も適切な部に支出する、文部省とは独立した新しい組織、すなわちスポーツ振興会議 (Sports Development Council) の設置が必要であり、スポーツ振興会議は6~10名の委員で構成され、枢密院議長あるいは大蔵大臣に直接責任を負い、年に500万ポンドの交付を受け、それを公的団体やスポーツ団体等に配分する権限を有するというものであった。

ウォルフエンデン・レポートは1961年2月、上院において初めて論議され、当時の大法官は「政府はCCPRの説明に照らしてその報告書を考慮している。」<sup>3)</sup>と答えたと言われている。そして、その手始めとして1961-2年の予算に3つのナショナル・レクリエーション・センターとSCPR (Scottish Council of Physical Recreation) のセンターの管理、運営のための補助金及び全国的な諸団体におけるコーチング活動のための追加の補助金が計上されたのである。また、同年4月には下院においてウォルフエンデン・レポートに関して論議されたが、スポーツ振興会議の設置について明確な解答を得るまでには至らなかったと言う。翌年5月には、政府は施設整備のために100万ポンドの特別補助金を、またコーチング活動等に10万ポンド、ボランティア・プロジェクトに10万ポンドの付加的補助金の交付を提唱した。しかし、スポーツ振興会議の設置に関する政府の態度はむしろ否定的なものであった。その後、政府は当時の科学担当大臣を、その従来の任務の他に、スポーツに関して特別の責任をもつ大臣として兼務させることとしたが、彼はCCPRやスポーツ関係団体の代表者達との話し合いの結果、スポーツ振興会議あるいは諮問委員会を設置することなく、諸団体と協力してスポーツ振興の課題に取り組んでいく姿勢を示した。新しい組織は設置されなかったが、上述のようなスポーツ振興のための補助金の増額の傾向やスポーツ担当相の兼務などの措置がとられ、また単一種目クラブ (single-activity club) は補助金交

付の対象から除外されるという制約は除去されるようになるなど、スポーツ振興に関して政治的措置がとられるようになった。そして、1964年10月の総選挙で、スポーツ・カウンシルの創設を公約とした労働党が与党の座に着き、翌年2月に advisory Sports Council が設置されるのである<sup>4)</sup>。それによって、スポーツの振興に関する財政支出の増額が期待されたが、それとは裏腹に、1966-7年にはそれはかなり削減されることになった。これは、労働党政府が、「繁栄している国内経済を、国内インフレーションに起因するポンド平価切り下げの危険をおかすことなしに、同時にいかにして維持するかという問題」<sup>5)</sup> に対して、応急策としてデフレ政策をとったためであった。

Advisory Sports Council 設置以後の政府のスポーツに関する資金支出を1968-9~1971-2年までについてみると、表8のように示される。政府のスポーツに関する資金支出は1969-70年では1968-9年とあまり変わったところはみられないが、1970-1年においては1969-70年に比べて約34%の増加となっている。その増加部分のほとんどは施設整備に関するものであり、同年の施設整備費は支出総額の約50%を占めている。また、1971-2年の支出総額は前年のその26.3%の伸びを示しており、財政抑制から次第に脱却しているように思われる。

地方自治体については、スポーツ及びフィジカル・レクリエーションのための施設整備への投資に関して表9から見て取ることができる。表9にみられるように、コミュニティにおけるスポーツ並びにフィジカル・レクリエーションのための施設の主要な提供者は地方自治体であることがわかる。しかし、1966-7年の予算の削減は地方自治体においても当然の如く影響がみられ、同年のスポーツ及びフィジカル・レクリエーション施設整備の投資額の大幅の削減は深刻なものであり、それは1971-2年において漸く回復されたものの、地価の騰貴などを考えれば、その間ほとんど進展はみられない<sup>6)</sup> ことが指摘されている。

## (2) executive Sports Council の設置

advisory Sports Council の設置以後、それとCCPRの関係並びにその職務等に関する問題が生じた。1970年、時のスポーツ担当相はその問題を解決するために advisory Sports Council, ウェールズSC, スコットランドSC及び地方SC, CCPR等のメンバーを召集し、協議を行ない、その問題の処理についてはほぼ同意が得られた。しかし、他方では、保守党内で設置され

表8 スポーツに関する中央政府支出金内訳 (1968-9~1971-2)

単位; ポンド

	1968-9	1969-70	1970-1	1971-2
経常費:				
CCPR	503, 108	502, 533	586, 584	710, 858
全国統轄団体; 運営費	208, 398	237, 560	290, 024	322, 871
コーチング				
国際的行事	32, 590	77, 639	149, 840	116, 163
トレーニング	4, 273	35, 497	37, 270	44, 666
調査	16, 569	20, 352	37, 152	38, 943
資本:				
全国レベル	99, 070	29, 584	178, 475	300, 473
大規模事業				
小規模事業	716, 855	723, 216	895, 615	1, 212, 275
計	1, 580, 863	1, 626, 381	2, 174, 960	2, 746, 249

- 注 1. executive Sports Council 設置及び CCPR との合併以前では補助金は CCPR に対して交付されていた。
2. ここでは、運営費とコーチングのための補助金は区別されていない。(The Sports Council, Annual Report 1972-3, 1973.)

表9 スポーツ及びフィジカル・レクリエーション施設整備費 (1965-6~1971-2)

単位; 万ポンド

	1965-6	1966-7	1967-8	1968-9	1969-70	1970-1	1971-2
地方自治体							
イングランドとウェールズ	1, 488	565	631	724	746	957	2, 024
スコットランド	153	90	418	275	151	438	401
小計	1, 641	655	1, 049	999	897	1, 395	2, 425
青少年サービス							
イングランドとウェールズ	37	25	21	16	25	21	—
スコットランド	—	—	—	—	1	—	—
学校教育							
イングランドとウェールズ	730	850	900	980	1, 030	1, 100	1, 690
スコットランド	184	195	252	274	316	299	309
大学							
イングランド、ウェールズおよびスコットランド	138	77	57	65	63	46	91
ナショナル・スポーツ・センターとナショナル施設							
イングランドとウェールズ	7	8	9	12	9	42	61
スコットランド	2	6	12	37	45	5	46
任意団体							
イングランドとウェールズ	56	55	74	78	77	97	133
スコットランド	9	13	14	16	14	24	22
計							
イングランドとウェールズ	2, 456	1, 580	1, 692	1, 875	1, 950	2, 263	3, 999
スコットランド	348	304	696	602	527	766	778
総計	2, 804	1, 884	2, 388	2, 477	2, 477	3, 029	4, 777

(The Sports Council, Annual Report 1972-3, 1973.)

た研究グループはスポーツとレクリエーションの分野における政府の将来の責任について考究し、その結果、政府から独立した、しかも執行権限を持ったスポーツ・カウンシルを法の制定の下に新設すべきである<sup>7)</sup>という結論に達したと言われている。

このような背景のもとに、1970年6月の総選挙において、現在政府によって行なわれている補助金交付の任務に関して責を負う executive Sports Council の設置を公約とした保守党が再び与党の座に返り咲き、保守党政府は1971年6月、その創設を発表した。新しいスポーツ・カウンシルは正式には1972年2月22日の Royal Charter for Sport の制定によって発足する。同憲章は、スポーツ・カウンシルをスポーツ及びフィジカル・レクリエーションの代表機関であり（6条の(3)）、それは補助金及び貸付金を交付する権限を有する（2条の(e)）などを規定している<sup>8)</sup>。これに基づき、スポーツ・カウンシルはスポーツ等に関する施設建設のための補助金交付の基準を設けるとともに、地方自治体、民間団体の事業等に対して統一的に補助金交付を行なうようになったのである。

CCPRの処置についてはCCPRと政府の間での話し合いの結果、CCPRのスタッフや財産はスポーツ・カウンシルに移籍されることになり、またCCPRの果たしてきた役割もスポーツ・カウンシルによって受け継がれることになった。スポーツ・カウンシルは国務大臣の管轄下にあり、環境省から直接財政援助を受けているが、その存在は政府から独立した特殊法人として認められている。環境省からの補助金額は、1972-3年では360万ポンド、1973-4年では500万ポンド、1974-5年では6,575,000ポンドであり、1980-1年では19,288,000ポンドとなっており、8年間でおよそ5.4倍になっている。表10～12はスポーツ・カウンシル政府補助金支出内訳を1972-3年、1976-7～1977-8年、1979-80～1980-1年について示したものである。

スポーツ・カウンシル設置以後補助金は大幅に増加するようになるのであるが、1972-3年についてみれば、増加額の大部分は施設整備に費されており、それは前年度比35.6%の伸びを示し、中でも同年より大規模事業（最大補助金5万ポンド）について補助金が交付されるようになるとともに、地方自治体やクラブ等の組織に加えて企業体についても施設整備補助金が交付されるようになっている。1972-3年の支出総額に占める振興費（項目(4)、(5)）と施設整備費の割合は17.1%と56.4%であったが、1976-7年では25%と44.1%、1977-8年では33.9%と35.1%、1979-80年では28.5%と40.4%、1980

表10 1972-3年スポーツ・カウンシル

政府補助金支出内訳

単位；ポンド

(1) 本部事務局費	357,285(10.1)
(2) 地方振興費	372,084(10.5)
(3) 国立センター運営費	155,259(4.4)
(4) C C P R補助	13,483
(5) 全国的統轄団体補助：	
管理・運営	173,682(4.9)
コーチング	231,502(6.5)
国際行事	136,710(3.9)
トレーニング	52,132(1.5)
(6) 調査	54,981
(資本支出)	
(7) 全国レベル	589,840(16.6)
(8) 大規模事業	294,527(8.3)
(9) 小規模事業	1,117,882(31.5)
計	3,549,367

注 ( )内の数値は支出額に占める割合(%)を示している。

(The Sports Council Annual Report 1972-3, 1973. より作成。)

-1年では28.4%と38%となっており、1972-3年に比べて施設整備費の割合の低下がみられる。それに伴い、地域レベルの施設整備費の割合も1972-3年の39.8%からおよそ22～30%に低下している。また、その交付先の内訳についてみれば、1972-3年のスポーツ・カウンシル収支決算ではクラブ等の組織への交付額が地方自治体のそれを上回っているが、1980-1年の政府補助金内訳ではクラブ等の組織に1,995,499ポンド(40.5%)、地方自治体に2,450,146ポンド(49.7%)、企業体に480,663ポンド(9.8%)となっている。それに対し、振興費の中でも全国的統轄団体補助金の支出総額に占める割合は1972-3年では16.8%であったが、1976-7年では24.7%、1977-8年では32.8%、1979-80年では25.8%、1980-1年では25.9%となり、地域レベルの施設整備費の割合とほぼ同じ比率になっている。この間、地域レベルの振興費は最も高い割合を示している1980-1年でさえも228,000ポンドで、支出総額の1.2%でしかない。他方、地方自治体の支出状況についてみると、イングランド及びウェールズのスポーツと屋外レクリエーションへの支出額は1972-3年では5,600万ポンド、1973-4年では約6,000万ポンド<sup>9)</sup>とされ、また1980-1年ではスポーツとフィジカル・レクリエーションのための支出額は56,500万ポンドに上っている<sup>10)</sup>ことが報告されている。

ところで、施設については1972～1981年までの10ヶ年

表11 スポーツカウンシル政府補助金支出内訳  
(1976-7~1977-8年) 単位; 1,000ポンド

	1976-7	1977-8
(1) 本部事務局費	1,122(11.3)	1,216(10.6)
(2) 地方事務局費	965( 9.7)	1,052( 9.1)
(3) 国立センター運営費	872( 8.7)	966( 8.4)
(4) スポーツ振興		
全国的統轄団体補助	2,463(24.7)	3,780(32.8)
エキセレン、トセンター	13	51
地域スポーツ振興	17	71
(5) 調査及び広報	229	361
(6) その他	264	329
(資本支出)		
(7) 全国レベル	2,181(21.9)	1,175(10.2)
(8) その他	2,213(22.2)	2,872(24.9)
(9) 貸付金		95
計	10,329	11,986
収入[(3)以外のもの]	362	446
総計	9,967	11,522

注 ( )内の数値は支出額に占める割合(%)を示している。

(The Sports Council, Annual Report, 1977-8, 1978. より作成。)

計画が表13のように示されていたが、1972~1981年までに支出された金額はスポーツ・カウンシル2,800万ポンド(12.7%)、民間団体4,300万ポンド(19.5%)、地方自治体14,900万ポンド(67.7%)で総額22,000万ポンドとなっている。計画では37,000万ポンドが見込まれていたが、実際にはその59.5%の投資額でしかない。施設整備計画はその後修正され、スポーツ・センターとプールの整備数及び整備率は表14のように示されている。ゴルフ・コースについては1960~1979年までに6地域<sup>11)</sup>で314のコースが新設されていることが報告されている。

スポーツ・カウンシル、地方自治体による施設整備施策及び民間団体の施設整備において、確実に計画目標を上回ったのはプール施設だけであった<sup>12)</sup>が、それらによる施設の提供は人々のスポーツ参加やクラブの発展を促したと言われている。一般の人々のスポーツ参加の状況についてみると、1960年代には屋外スポーツ参加率は2倍になったが、さらにそれは1970年代には50%の伸びを示し、屋内スポーツへの参加率も1970年代には2倍になり、1980年までに30%の者が月1回もしくはそれ以上屋外スポーツに参加し、23%の者が定期的に屋内スポーツに参加するようになってきていることが報告されている<sup>13)</sup>。この増加は1977年に比べてそれぞれ7.2%と6.1%

表12 スポーツカウンシル政府補助金支出内訳  
(1979-80~1980-1年) 単位; 1,000ポンド

	1979-80	1980-1
(1) 給与・退職手当	2,083(13.2)	2,636(13.7)
(2) その他の費用	938( 6.3)	1,211( 6.3)
(3) 国立センター運営費	1,400( 8.9)	1,873( 9.7)
(4) スポーツ振興	[4,487](28.5)	[5,474](28.4)
全国的統轄団体補助等	4,064(25.8)	5,000(25.9)
エキセレント・センター	147	137
地域スポーツ振興	128	228
その他	147	109
(5) 調査及び広報	518	713
(6) その他	389	361
(資本支出)		
(7) 全国レベル	1,537( 9.8)	2,059(10.7)
(8) その他	4,822(30.7)	5,287(27.4)
(9) 貸付金	144	261
計	16,318	19,875
収入[(3)以外のもの]	587	567
総計	15,731	19,308

注 1. 1979-80年から1980-1年への繰越金69,000ポンドがあり、また1981-2年への繰越金は49,000ポンドになる。

2. ( )内の数値は支出額に占める割合(%)を示している。

(The Sports Council, Annual Report 1980-1, 1981. より作成。)

の増加率であり、そこでは中年層の中でも比較的若い男女の間で増加率が高く、とりわけ熟練手工労働者層の間で著しいとされている。また、伝統的なクラブ・スポーツも盛んで、既存のクラブの発展(ヨット、バスケットボールや体操など)や新しいクラブの増加(パドミントン、屋内ボウリング、水中スポーツや水上スキーなど)も指摘されている<sup>14)</sup>。しかし、他方では、主婦、特に幼児を抱えている主婦、半熟練及び不熟練労働者、45才以上の人々、身体障害者、少数民族の人々、失業者などのスポーツ参加は未だ低率にあることや、イギリスにおける2大スポーツ、すなわちクリケットとサッカーの衰退がみられることが指摘されている<sup>15)</sup>。

このような状況を踏まえて、1982年には新たなスポーツ振興計画(1983~1993)が提示され、スポーツ参加の促進と、前期5か年の施設整備の目標及び財政計画が示されたのである。財政については経常費と資本の割合は58%と42%とされ、また、スポーツ参加の促進並びにコミュニティ・スポーツ施設の整備と競技力向上(エキセレンス)への配分は76%と24%であることが提案さ

表13 1972年現在の施設数と1981年までの施設整備目標数

	スポーツ・センター		プー ル	ゴルフ・コース	
	現 有 数 1972	目 標 数 1981	目 標 数 1981	現 有 数 1972	目 標 数 1981
北部	5	58	20	151	63
北西部		126	60	319	89
ヨークシア&ハンバーサイド		95	32	220	69
西中部	2	100	20	158	116
東中部	4	55	37	116	72
東部	2	70	58		169
ロンドン全域と南東部	6	140	93	680	183
南部	3	62	48		44
南西部	2	53	43	159	66
イングランド計	24	759	411	1,803	881
ウェールズ 計	3	56	36	161	89
総 計	27	815	447	1,964	970
費用；1972年現在の価格（百万ポンド）		160	58		40

注 1. スポーツ・センターは2つのホールと補助施設をもつものとする。 2. ゴルフ・コースの整備目標数のうち、700~720が公共団体による整備目標数である。 3. 以上の施設の他に、スペシャリストのための施設整備に2,600万ポンド、プレーイング・フィールドの整備に1,200~1,500万ポンド、小規模な施設の整備に2,500~3,000万ポンド、ナショナル施設整備に500~700万ポンド、クラブ施設の整備に1,500万ポンド、総額37,000万ポンドが必要とされる。(The Sports Council, Sport in the Community, 1982.)

表14 コミュニティ施設の整備状況 (1972~1981)

	スポーツ・センター	スイミング・プール
1970-1年の整備状況	12	440
1981年の整備目標	759*	857
1980-1年の整備状況	461**	964
施設整備達成率	61%	112%

\* 改築等を含む。

\*\* その他に310の小規模のセンターが整備されている。(The Sports Council, Sport in the Community 1982.)

れ、前者への重点配分が示されている。

#### 4. 結びにかえて

ゴールデン・プランにあつては、健康と体力の問題が前面に押し出され、その障害ないしは低下が社会的・経済的・文化的使命の達成に支障を来すことになることが指摘されるとともに、その予防策として身体運動やスポーツの意義が強調されている。他方、スポーツ・カウンシルの場合には、江刺が述べているように、「生活の

表15 イングランドにおける1983~1993年のスポーツ活動参加に関する目標（13才以上人口の4週間における参加）

	屋 外		屋 内	
	男	女	男	女
現在の参加率(%)	36.6	23.9	31.1	15.4
1993年までの参加率における目標増加率	13.7	35	15	69
1993年における参加率	41.6	33.0	34.4	26.1
1983年における総参加者(百万人)	6.8	4.8	5.8	3.1
1993年における総参加者(百万人)	7.8	6.6	6.5	5.2
1983~1993年における参加者の増加(百万人)	1.0	1.8	0.7	2.1

(The Sports Council, Sport in the Community, 1982.)

質」の向上に対するスポーツやレクリエーションの寄与の認識と同時に、個人の幸福はまた社会の幸福でもあるという個人主義的発想もみられる<sup>1)</sup>。さらに、ゴールデン・プランは確かに西ドイツ全体において実施された保養・遊戯・スポーツに関する施設整備施策であるが、それは当初地方自治体を母体とした団体等の協力を得ると

ともに、スポーツ関係団体や都市計画・建築関係者などを中心に作成され、それに州政府が加わったものであり<sup>2)</sup>、連邦政府自ら定めたものではない。ゴールデン・プランは各級政府及び議会の同意を得て実行に移されることになったものである。それに対して、スポーツ・カウンシルの場合には、一般市民のスポーツ振興のみならず、競技力向上をも含めたスポーツ振興施策として定立されたものである。それにはCCPRのウォルフエンデン・レポートが大きな影響を及ぼしたが、法の制定によって設置された executive Sports Council は、環境省の管轄下にあるものの、諸外国でも例を見ない特殊法人として位置づけられている。しかし、それだけに、その設置には12年の歳月を要している。その間、財政上の問題、CCPRの処遇、スポーツ関係団体との意見調整、スポーツ振興とスポーツ統制などの諸問題があったようである。

ゴールデン・プランの実施状況についてみれば、若干の施設を除き、ほぼ計画の実現を見、さらなる計画の実行に着手されている。しかし、連邦政府の財政負担は小額であって、第1次覚書において提案された財政負担率を大きく下回っている。つまり、コミュニティ・スポーツに関する施設整備の主体は市町村であり、それに州が指導、援助する形態となっている。それに対し、連邦は全国的及び国際的レベルのスポーツの振興を主とすることが明確になってきており、役割の分担がみられる。スポーツ・カウンシルにあっては、前述のように、一般市民のスポーツの振興はもちろんのこと、競技力向上をも含めたスポーツ及びレクリエーションに関する振興を司るものである。そのため、当初こそ地方レベルのスポーツ等に関する施設の整備が重点的に進められていたが、後年では競技力向上のための経費の割合が上昇し、その経費は地方レベルのスポーツ等に関する施設整備のための経費とほぼ同額となっており、両者を並行的に推進しようとする姿勢が見られる。そのことや財政的限界もあって、地方レベルのスポーツ等に関する施設の整備は未だ不十分なものとなっている。特に、スポーツ・カウンシルの支出額は民間団体のそれをかなり下回っている。ただ、スポーツ・カウンシルは、財政的限界の中でも、クラブの施設整備に対して積極的に援助を行っており、かつ営利団体、中でも主にプロ・フットボール施設のコミュニティ利用のための整備、改修などについても援助を行なうなど、施設整備については総合的推進を図っている。

ゴールデン・プランの実施はスポーツ人口並びにクラブの増加を促し、DSBの加盟者数は1975年現在で総人

表16 施設整備目標 (1983-4~1987-8年)

	1981年	1983-4~1987-8年
体育館	771	800か所新設
プール	964	50か所新設 200か所改修
各種グラウンド		3,000か所新設および改修

(The Sports Council, op. cit.)

表17 財政計画 (1983-4~1987-8年) 単位; 百万ポンド

	1983-4年	1983-4 ~ 1987-8年
国民スポーツ振興	6.3	30.5
施設整備	10.0	105.5
競技力向上 (ナショナルセンター等を含む)	10.6	61.6
その他 (研究調査等)	3.4	17.4
計	30.3	215.0

(文部省体育局体育課、外国における体育・スポーツ行政資料、1985年)

口の21%に上り、クラブは44,373となっている。ちなみに1982年では前者は総人口の29.2%にもなっている。その間クラブの形態の変化も指摘されているが、ゴールデン・プラン同様、今後の分析が必要であることは言うまでもない。イギリスでも、スポーツ・カウンシル設置以後スポーツ参加の促進や新しいクラブの増加、既存スポーツ・クラブの発展などがみられる。しかし、一般市民のスポーツ活動と競技力向上との統合的推進の困難さが指摘され<sup>3)</sup>、スポーツ統轄団体の役割等も問題になっており、さらに、施策が進められる中で社会的・経済的条件等に恵まれない人々が取り残される傾向のあることが指摘されている。こうした状況や将来の展望に基づき、新たな施策に取り組まれているのであるが、近年西ドイツでは施設の整備とスポーツ活動の隆盛に伴って財政負担上の問題や環境保全の問題が生じてきている。とりわけ、後者は深刻で、ADS<sup>4)</sup>の年鑑によれば、西ドイツでは15の裁判の判決があり、その中の1つであるスポーツと環境悪化を主題とした連邦裁判所の判決では、スポーツはある種の環境悪化を生じさせる要因となっていることが明示されたほどである。

以上、西ドイツのゴールデン・プラン、イギリスのスポーツ・カウンシルをスポーツ政策として捉え、その動

的側面について考察してきた。しかし、資料の問題もあって決して十分なものであるとは言えない。特に政策のスポーツへの作用によるスポーツの発展や構造の変化の面において課題を残しており、今後の調査報告やさらなる検討を要するところでもある。それに、スポーツの発展や構造の変化はここで取り上げた施策のみによって生じるものではなく、他の施策及び諸要因との関連も考慮されなければならない。しかしながら、そうした問題を残しながらも、ある面では、現代社会の中でスポーツは政治的目標達成の役割を担うことによって発展していくという構図がみられるように思われる。そこでは、もはやスポーツは遊び (play) ではなく、明確な社会参加の一形態として位置づけられているのである。

## 注

## 1

- 1) 菅原禮監修・佐伯聰夫編著、スポーツ社会学講座1 現代スポーツの社会学、不昧堂、1984、p. 286.
- 2) 江刺正吾、現代イギリスにおけるスポーツ政策の検討—the Sports Council を中心に—、体育社会学研究7., 道と書院、1978、pp. 23-41.
- 3) 唐木国彦、西ドイツのスポーツ政策—「パートナーシップの原理」について—、中村敏雄編著、スポーツ政策、大修館、1978、pp. 215-266.

## 2

- 1) 日本レクリエーション協会編、西ドイツ・黄金計画と第2の道—トリム運動の展開—、1975、p. 1.
- 2) 前掲書1) では2部制教育と訳されている。
- 3) Deutsche Olympische Gesellschaft, Der Golden Plan in den Gemeinden, Wilhelm-Limpert-Verlag, 1960, S. 6.
- 4) ebenda, S. 6.
- 5) ベルリン、プレーメン、ハンブルク3市に対する割合は州並みとすることが示されている。
- 6) DOG, a. a. O., S. 10.
- 7) Deutsche Olympische Gesellschaft, Der Golden Plan in den Gemeinden, Wilhelm-Limpert, 2. Auflage, 1962, SS. 13-14.
- 8) ebenda, S. 16.
- 9) ebenda, SS. 15-16.
- 10) ebenda, SS. 14-15.
- 11) ebenda, S. 45.
- 12) ebenda, SS. 44-45., DOG, a. a. O., S. 32.
- 13) 日本レクリエーション協会編、前掲書1), p. 49.
- 14) 経済企画庁国民生活局国民生活政策課、ドイツ・

ゴールデン・プランの新しい基準と実施状況、1975年、において訳されている。

- 15) Deutsche Olympische Gesellschaft, Erhebung über den Bestand an Erholungs-, Spiel- und Spowanlagen—Sportstättenstatistik in der Bundesrepublik Deutschland, 1976.
- 16) 連邦と州の間の政治的取り決めにより、コミュニティ・スポーツ施設に関する連邦の補助については、国境周辺へのそれを例外として、1974年までの間取り下げることになったことが示されているが、それはミュンヘン・オリンピック大会の諸準備優先等によるものであり、1969年前後のことと思われる。経済企画庁国民生活局国民生活政策課、前掲書14), p. 29.
- 17) 大鋸順、西ドイツにおけるゴールデン・プランの成果、その3., 体協時報, No. 313., pp. 15-19., 1979. 9.
- 18) A. Krüger, Sport und Politik, Fackelträger-Verlag, Hannover, 1975, SS. 176-177.
- 19) Frauen-und Kleinkindersport とされており、女性や幼児のスポーツ人口ないしはクラブを意味しているようである。
- 20) 経済企画庁国民生活局国民生活政策課、第3次「保養・プレー及びスポーツ施設建設基準」—ドイツ・ゴールデン・プラン—、1977年10月において自由時間スポーツということばが提示されており、それは競技を目的としない、クラブあるいは組織されていない形式で行なわれるスポーツのことを意味するとされている。そのことから、Freizeitangebot とは競技を目的としない多様な活動プログラムをもっていることを意味しているように思われる。

## 3

- 1) J. H. Evans, Service to Sport, Pelham Books, 1974, p. 145.
- 2) Wolfenden Committee on Sport, Sport and the Community, 1960, CCPR Publication. これは、内閣総理大臣官房審議室、体力関係資料(3)、1966年において紹介されている。
- 3) J. H. Evans, op. cit., p. 156.
- 4) 以上の論述は J. H. Evans, op. cit., pp. 156-158. による。
- 5) R. ローズ著、犬童一男訳、現代イギリスの政治1. 岩波現代選書、1979年、p. 56.
- 6) The Sports Council, Annual Report 1972-3 1973, p. 7.
- 7) J. H. Evans, op. cit., p. 217.
- 8) 江刺正吾、前掲書2), pp. 30-32. 参照。
- 9) 日本体育協会、昭和54年度公認スポーツ指導者海外研修報告書、昭和55年、p. 115.

- 10) The Sports Council, Annual Report 1980-1, 1981, p. 3.
- 11) North West, Eastern, Greater London and South East, South, Yorkshire and Humberside, East Midland の6地域である。The Sports Council, Sport in the Community—The Next Ten Years, 1982, p. 21.
- 12) 前述のように6地域で19年間に314のゴルフ・コースの新設であり、残り3地域とウェールズを合わせても1972～1981年までに1,000近いゴルフ・コースが整備されたとは到底考えられない。
- 13) The Sports Council, Sport in the Community, p. 2.
- 14) *ibid.*, p. 20.
- 15) *ibid.*, p. 2., 17.
- 2) 1975年作成の第3次基準の審議に参加したものとして、DSB, 連邦スポーツ科学研究所, ゴールデン・プランのための州総理大臣専門委員会, 共同住宅産業連合及びドイツ景観計画家連盟などが挙げられており, その審議参加にかなりの変化がみられる。むしろ, 第3次基準はドイツ都市会議, ドイツ都市及び市町村連盟, ドイツ地方管区(クライス)会議等の所管の委員会において承認を得たものである。経済企画庁国民生活局国民生活政策課, 前掲書2-20), p. 2.
- 3) 日本体育協会, 前掲書3-9), p. 11.
- 4) Gemeinde und Sport—Jahrbuch 1984/5, herausgegeben von der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Sportämter, bearbeitet von P. Hoffman und H. Zirkelbach, Limpert, 1984, S. 14.

## 4

- 1) 江刺正吾, 前掲書1-2), p. 39.